第百七十六条を次のように改める。

第百七十六条　削除

第百七十七条中「及び第十二条」を「から第十二条まで」に改め、「物件」の下に「若しくは裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第二百五十三条第一項において同じ。）に備えられたファイル（第二百五十三条において単に「ファイル」という。）に記録された事項」を加え、「の証明書」を「を証明したもの」に改め、「第十一条第一項」の下に「及び第十一条の二第一項」を加え、「同条第四項第一号」を「同法第十一条の四第一号」に改める。

第百七十八条に後段として次のように加える。

この場合において、同条において準用する民事訴訟法第百三十二条の十一第一項第一号中「第四条第一項」とあるのは、「第百六十九条第一項」と読み替えるものとする。

第百八十四条中「場合において」の下に「、同法第二十四条第八項中「（第十三条」とあるのは「（更生特例法第百七十八条において準用する更生特例法第十二条」と、「第十三条において準用する同法第百二十二条」とあるのは「更生特例法第百七十八条において準用する更生特例法第十二条において準用する民事訴訟法第百二十二条」と」を加える。

第百九十八条第四項に次の一号を加える。

三　社員が前号の書面に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって最高裁判所規則で定めるものをいう。第七項第二号において同じ。）をもって前号の反対の意思を管財人に通知することができることとするときは、その旨

第百九十八条第七項第二号中「書面」の下に「（同項の規定により同項第三号に掲げる事項の公告又は通知があった場合にあっては、書面又は電磁的方法）」を加える。

第二百三十二条中「第百九十八条第三項第三号」の下に「と、同法第百十五条の二第一項中「第二百四十二条第一項」とあるのは「更生特例法第三百三十一条第一項」」を加える。

第二百五十三条の見出しを「（電子更生債権者表及び電子更生担保権者表の作成等）」に改め、同条第一項中「更生債権者表及び更生担保権者表」を「最高裁判所規則で定めるところにより、電子更生債権者表（更生債権の調査の対象及び結果を明らかにするとともに、確定した更生債権に関する事項を明らかにするために裁判所書記官が作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）をいう。以下この条及び第三百二十七条において同じ。）及び電子更生担保権者表（更生担保権の調査の対象及び結果を明らかにするとともに、確定した更生担保権に関する事項を明らかにするために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下この条及び第三百二十七条において同じ。）に改め、同条第二項中「前項の更生債権者表」を「電子更生債権者表」に、「記載しなければ」を「記録しなければ」に改め、同条第四項中「更生債権者表又は更生担保権者表の記載」を「電子更生債権者表（前項の規定によりファイルに記録されたものに限る。第三百二十七条において同じ。）又は電子更生担保権者表（同項の規定によりファイルに記録されたものに限る。同条において同じ。）の内容」に改め、「その記載を」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　裁判所書記官は、第一項の規定により電子更生債権者表又は電子更生担保権者表を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これらをファイルに記録しなければならない。

第二百五十三条に次の二項を加える。

６　前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。

７　民事訴訟法第七十一条第四項、第五項及び第八項の規定は、第五項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分について準用する。

第二百五十四条中「準用する第百三十九条第五項」の下に「と、同法第百五十条第二項中「電子更生債権者表及び電子更生担保権者表」とあるのは「更生特例法第二百五十三条第一項に規定する電子更生債権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項において同じ。）及び同条第一項に規定する電子更生担保権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項において同じ。）」」を加える。

第二百五十五条中「同法第百五十八条第四項」を「電子更生債権者表又は電子更生担保権者表」とあるのは「更生特例法第二百五十三条第一項に規定する電子更生債権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。第百六十条において同じ。）又は更生特例法第二百五十三条第一項に規定する電子更生担保権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。第百六十条において同じ。）」と、同法第百五十八条第四項」に改める。

第二百八十六条中「、更生担保権者表」を「電子更生債権者表、電子更生担保権者表」に、「又は更生担保権者表に記載されている」を「更生特例法第二百五十三条第一項に規定する電子更生債権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）又は同条第一項に規定する電子更生担保権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）に記録されている」に改める。

第二百九十六条中「同項及び同法第二百六条第二項」を「「更生債権等」とあるのは「更生債権等又は社員権」と、同法第二百六条第一項中「電子更生債権者表及び電子更生担保権者表」とあるのは「更生特例法第二百五十三条第一項に規定する電子更生債権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項において同じ。）及び同条第一項に規定する電子更生担保権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項において同じ。）」と、同条第二項」に改め、「同項中」を削る。

第三百二十四条の見出し中「更生債権者表等の記載」を「電子更生債権者表等の記録」に改め、同条中「社員権については」と」の下に「「電子更生債権者表又は電子更生担保権者表」とあるのは「更生特例法第二百五十三条第一項に規定する電子更生債権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）又は同条第一項に規定する電子更生担保権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）」と」を加える。

第三百二十七条の見出し中「更生債権者表等の記載」を「電子更生債権者表等の記録」に改め、同条中「更生債権者表及び更生担保権者表の記載」を「電子更生債権者表及び電子更生担保権者表の記録」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「電子更生債権者表又は電子更生担保権者表」とあるのは、「更生特例法第二百五十三条第一項に規定する電子更生債権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）又は同条第一項に規定する電子更生担保権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）」と読み替えるものとする。

第三百四十二条の表第十一条第一項の項中「を含む」を「同じ」に改め、同項の次に次のように加える。

第十一条の二第一項	この法律	この法律及び更生特例法

第三百五十六条の二の表第十一条第一項の項中「を含む」を「同じ」に改め、同項の次に次のように加える。

第十一条の二第一項	この法律	この法律及び更生特例法

第三百五十八条の表第十一条第一項の項中「を含む」を「同じ」に改め、「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（」の下に「平成八年法律第九十五号。」を加え、同項の次に次のように加える。

第十一条の二第一項	この法律	この法律及び更生特例法